

令和5年5月2日

長南小中学校保護者 様

長南町教育委員会

新型コロナウイルスへの対応について

日頃より、長南町の教育活動に対し、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染症法上の類型が5月8日から5類に移行することに伴い、文部科学省は学校用の衛生管理マニュアルを改定しました。これを受け、長南小中学校の対応については、下記のとおりとしますのでご確認のうえ、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 出席停止の扱いについて

- (1) 濃厚接触者の特定は行われなくなるため、「濃厚接触者となった児童生徒は出席停止」とする運用は取りやめます。
- (2) お子さんの感染が確認された場合、出席停止の期間は「発症日を0日目（無症状の場合は検体採取日）として、5日を経過し、かつ、症状が軽快（解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にある）した後1日を経過するまで」を基準とします。
- (3) 感染への不安からお子さんを休ませたい場合
同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など合理的な理由があると校長が判断する場合には、出席停止とする（欠席にしない）ことが可能です。

2 健康観察カードの記入について

- (1) これまでご協力をお願いしていた「健康観察カード」の記入・提出は不要とします。

3 その他

- (1) 発熱や風邪症状がある場合は自宅で休養してください。ただし、感染症と診断されない場合は「欠席」扱いとなります。
- (2) 学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学校医と相談し、臨時休業を検討しますので、ご承知おき願います。

長南町教育委員会 教育課 担当：徳永 哲生 TEL：46-3398
